

「京都市動物愛護センター（仮称）の整備」について

1 整備目的

平成21年3月に策定した「京都市動物愛護行動計画」において、市民がいつでも利用できる動物愛護の基幹施設の機能の整備・充実を掲げていること、さらには「京都市基本計画」においても、家庭動物の飼育や健康に関する相談への対応や子どもの動物愛護意識の向上の取組を進めることとしていることから、動物の愛護や適正な飼養等について関心と理解を深め、「人と動物とが共生できる、うるおいのある豊かな社会」を実現するための拠点施設として、「京都市動物愛護センター（仮称）」を整備する。

2 整備に向けた取組状況

平成23年度には、「京都市動物愛護推進協議会」の専門部会として「京都市動物愛護センター（仮称）構想検討委員会」を設置し、同委員会での討議及びパブリックコメントを経て、「京都市動物愛護センター（仮称）構想に関する提言書」が市長へ提出され、本提言を基に、「京都市動物愛護センター（仮称）構想」を平成23年12月に策定した。

<「京都市動物愛護センター（仮称）構想」概要>

- 「京都市動物愛護センター（仮称）」は、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目的として設置する。
- 「動物を通じて命の大切さを感じる場」、「人と動物の正しい関わり方を学ぶ場」、「人づくり、環境づくりを通じて、人と動物の共生を推進する場」を基本コンセプトとし、家庭動物相談所を軸に、ドッグラン等の付帯施設を併せて整備する。
- 「京都市動物愛護センター（仮称）」は、動物愛護ボランティアや(社)京都市獣医師会等との共済で、動物とのふれあい活動を通じた動物愛護に関する各種啓発事業や収容動物の譲渡事業の充実、従来の動物の保護管理機能の拡充を目指す。さらに、同センターの運営や動物愛護精神の啓発に当たっては、動物愛護ボランティア等との共済で進める。

また、同センターの整備等について御理解、御支援をいただける方からの御協力を広く呼びかけることで、多くの方に愛着を持っていただける施設とするとともに、財源の確保に努めることを目指し、「京都市動物愛護事業推進基金条例」を平成24年3月2日に制定した。

3 「京都市動物愛護センター（仮称）」の主な機能について

(1) 誰もが利用可能で有益な施設

ペットを飼っている方のみならず、動物が苦手な方も含め、市民ぐるみですべての「いのち」を大切にする気運を高めるため、同センターにおいて以下の取組を実施する。

- ・ 野良猫の避妊・去勢手術を実施する「京都市まちねこ活動支援事業」の推進
- ・ 鳥等の動物からの迷惑防止策や動物から人へ移る病気に係る情報発信等を実施。
- ・ 犬猫以外の動物の飼い方等に関する情報発信や飼い方相談等を実施

(2) 終生飼養に関する啓発事業の実施

飼い主に遺棄される動物を減少させるため、同センターを拠点に、「しつけ方教室」の開催、「飼い方相談窓口」の設置だけでなく、動物を飼い始める方が多く訪れるペットショップや狂犬病予防集合注射時など、あらゆる機会を通じて終生飼養等に係る啓発を実施する。

(3) 収容動物の健康状態等に配慮した適切な管理、収容動物の譲渡の推進

保護した動物については、動物福祉の観点から健康状態等に配慮した管理を実施する。

また、保護動物に生存の機会をできる限り与えるため、動物愛護団体等と連携し「犬猫の譲渡事業」を推進する。

(4) 災害時における動物の保護と収容、被災動物のための救援物資の保管及び配布

災害時において、飼い主からはぐれた動物を保護・収容するだけでなく、避難所への救援物資の配布等に係る拠点施設となる。さらに、災害発生時における動物の避難対策についてとりまとめたガイドラインの作成・配布等により、動物と共に安全に避難するための方法等について周知する。

(5) 夜間動物救急診療所の開設

(社)京都市獣医師会との連携により、夜間に発生した動物達の事故や病気の治療に対応することにより、ひとつでも多くの動物達の命を救うための体制や設備を整備する。

(6) ドッグランやふれあい広場などの整備

ルールとマナーの遵守のもと、引き綱（リード）を外してペットを運動させたり、遊ばせたりすることができる「ドッグラン」や、動物に無関心な方や動物を苦手とする方々に対しても動物愛護に関する啓発を実施するために、動物とふれあう機会を提供できる「ふれあい広場」などを整備する。

4 今後の取組

平成24年度については、「京都市動物愛護センター（仮称）」の地質調査及び基本・実施設計を実施するとともに、「京都市動物愛護事業推進基金」の募集や、同センターの愛称の公募等を実施する。

＜「京都市動物愛護センター（仮称）」施設概要＞

- センター本棟（約1,000m²）：犬舎・猫舎、夜間動物救急診療所、事務室
- 付帯施設（約5,000m²）：ドッグラン、動物ふれあい広場